平成２９年（フ）第２７７号
岡山県和気郡和気町本501、住民票上の住所東京都八王子市大和田町６丁目３番29―101号
債務者　小金谷賴子（旧姓伊集院）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４７号
岡山市中区原尾島３丁目11番３号　竹野マンション305号
債務者　下村　香里
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６９号
岡山市北区青江１丁目20―７　エグゼモダンフラッツ312、住民票上の住所岡山市中区中島184番地31
債務者　鈴木　将吾（旧姓品川）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午後３時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７５号
岡山市東区西大寺中２丁目７番２号
債務者　濵田　梨香
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１２２１号
千葉県八千代市大和田新田920番地12
破産者　佐々木建設株式会社
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２９６号
群馬県高崎市飯塚町363番地８
破産者　株式会社ｍｉｎｏｔｔａｋｅ
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２９７号
千葉県浦安市今川２丁目６番23号　ブランシェ新浦安（106）
破産者　古幡　俊浩
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６４４号
さいたま市緑区上野田610番地
破産者　サンコーウレタン株式会社
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９１９号
千葉市花見川区浪花町977番地４　エステートピア花見105号
破産者　髙橋　昌宏
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５４号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1547番地
破産者　合同会社智頭福祉サービスあたご
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８９号
島根県大田市大田町大田ロ1032番地22、商業登記簿上の本店所在地島根県大田市長久町長久イ484番地
破産者　有限会社たけごし家具
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第７３号
釧路市新富町16番３号
破産者　有限会社光興産
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４３５号
兵庫県神戸市長田区檜川町３丁目２番13号ピーコート丸山101号、申立時の住所東京都清瀬市旭が丘３丁目373番地１クレール槇202号
破産者　奥澤　俊裕
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５３号
岐阜県羽島郡岐南町平島１丁目158番地
破産者　株式会社アーパス
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５２２号
静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑1181番地の２
破産者　株式会社リフォーム計画
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
大阪府枚方市東香里３丁目２番19号
破産者　マルワフーズ株式会社
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

破産手続終結

平成２９年（フ）第２２５号
福岡市南区塩原２丁目６番３号
破産者　株式会社エーアールユー
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６６号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字砂山950番地
破産者　成澤　良子
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所五所川原支部破産係